

◇ 安 里 重 和 議 員

○ 9 番（安里重和） 質問の前に、私の思いを一言だけ言わせていただきたいと思います。

今、私は、大きなリスクを背負ってこの質問に至っております。「雄弁は銀、沈黙は金」ということわざがありますが、議会または議員は住民の意見を吸い上げ、地域が抱える問題や行政の仕事がきちんと住民の豊かな暮らしにつながっているか、税金が無駄なく、正しく、効果的に使われているかなどをチェックし、議論していく場だと思っております。それでは質問事項に移っていきます。

質問事項 1、会計検査院に指摘された事項等について伺います。

①指摘された大川川護岸工事及び大宜味村 L E D 防犯灯取替工事の工事費相当額と市町村交付金相当額をお伺いいたします。

②会計検査院とのやり取りを通して、村の考え等を県のほうにお伝えして、県のほうの指示・調整をしたとの前回の質問で答弁していましたが、どのような話し合いが持たれたのか、お伺いします。

③変形基礎とは、どのような形の基礎なのか。

質問事項 2、防犯灯の設置を。

村内の防犯灯設置の要望は村民、特にスクールバスを利用する児童生徒

からも要望が上がっており、子ども議会の一般質問で3年前から質問されてきました。村の答弁は、街灯設置は各集落が管理運営することとなっており、村が街灯設置はできないと繰り返された。子供たちが通学路を調査し、その危険性を自ら訴えているにもかかわらず、村は改善しようとする意思が見えない。

次の点について、お伺いいたします。

①通学に関するスクールバス停に、防犯灯の設置は。

②災害時避難場所として各区公民館等が指定されていますが、防犯灯のない場所等について、どのように考えているか、お伺いいたします。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①につきましては、ふるさと河川環境再生・活用整備事業は総事業費8,342万7,740円で、交付金は6,674万2,000円。低炭素社会構築事業は総事業費9,436万7,160円で、交付金は7,549万3,000円となっております。

②につきましては、令和元年12月の会計実地検査において指摘を受け、県を通して会計検査院とやり取りがございました。令和2年2月に手直し費用の説明を求められた際に、「工事設計書の体裁で作成するよう」やり取りがあり、土木工事標準積算基準書を参考に村において作成をしました。

調整につきましては、作成した設計書等を県を通して会計検査院へ報告しております。

③については、変形基礎につきましては、設計において直径 50 センチの基礎を一部切断し、基準に満たない基礎でございます。

次に 2 の①については、教育委員会のほうでお願いします。

②につきましては、防犯灯がない場所につきましては、現在、災害時の一時緊急避難場所として各区の公民館を指定しております。区民が避難する際、避難場所までの間、防犯灯がなく暗い箇所があると思います。

村としては、今後につきましても防犯灯の設置、維持管理につきましては、各区にお願いしていきたいと考えております。今後、防犯灯の設置、維持管理に関する補助事業がある場合には積極的に活用してまいります。

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

議員指摘の子ども議会において質問されました防犯灯の設置の件ですが、現在のところ教育委員会としては、その設置については厳しいと考えております。暗いときの下校については、バス停まで御家族の方に迎えに来ていただくよう、保護者へ改めて周知を図ってまいりたいと思っております。

○ 9 番（安里重和） 会計検査に指摘された事項についてですが、指摘

された工事費相当額、市町村交付金額をお願いしたいと思います。

○ 総務課長（知念和史） では、L E Dの件でお答えいたします。

防犯灯 47 か所工事費相当額、こちらは検査院のほうで算定した金額でございしますが、1,216 万 2,960 円となっております。交付金相当額が 973 万 368 円となっております。

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは大川川につきましては、指摘額が 577 万 8,000 円、補助率が 0.8 ということで、補助金としては 462 万 2,400 円です。それで返還につきましては 1,000 円の切り上げがありますので、462 万 3,000 円となっております。

○ 9 番（安里重和） この工事費相当額と市町村交付金額の、この差額は村民の税金ですよ。

○ 総務課長（知念和史） 工事費相当額に補助率を掛けた部分が交付金額ということで、結局この補助金に関しても全体で言えば、国の税金であったり、そうなっていると思いますので、差額分だけではなくて、全てが税金となっていると思います。

○ 9 番（安里重和） 私、今、国の税金は聴いていませんが、村民の税金として私は聞いたつもりだったんですよ。それにプラス返還金と、また新たな修繕費と、全てこれだけの損害をもらったと、村民は。その責任は

全て村民が払っているのと一緒になんですよ。言っている意味分かりますか。

じゃあ、次へ移りたいんですけども、私は当時担当であった企画部市町村担当課職員や県土木建築部の職員、またそれ等々の方々から、今の状況を話し、意見を聞き、勉強してまいりました。これは本当に担当課で積算を行ったんですか。それと県のほうは本当に指示されたんでしょうか、積算に対して。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

積算の方法につきましては、前回のほうでも答弁させていただきましたが、土木積算基準書を参考に担当課のほうで作成しております。先ほど村長のほうからも答弁がございましたが、県のほうからは工事、設計書の体裁で作成するよといふことがございましたので、村のほうで基準書を参考に作成してございます。

○ 9番（安里重和） 私、3月25日木曜日、午後1時5分、私担当課の職員と話合いを持っているんです。担当課の職員は、まず積算等に対して何一つ指示はしていないと。これは村のやり方ですから、私たちは言うわけにはいかんと。それを聞いたら、本当にじゃあ県のほうがこれ指示をしたんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 細かく、この単価を持ってくるよといふか指

示はございませんでしたが、当初修繕という予定でございましたので、見積書での……、検査委員からの工事費の費用を求められました。その際に、検査院のほうに提出する場合には、しっかりとこの工事設計書の体裁で作成するよということとは県のほうからあったんですが、細かいこの単価を、これを持ってくるよととかそういった指示ではございません。

○ 9番(安里重和) 私は今、単価の話は何もやっていないんですけど、本当にじゃあ、県のほうは村で積算しなさいと言ったのかね。どうですか。

○ 総務課長(知念和史) 検査院のほうから、この工事費用を求められましたので、村のほうで設計書を作成して、提出いたしました。

○ 9番(安里重和) この積算に、担当課でやっているんでしたら、積算基準書を参考にしてやりましたと。これはソフトを使ったんでしょうか。

○ 総務課長(知念和史) こちらにつきましては、平成29年度の事業に1回作成しておりますので、それを参考にソフト等を使ってということではなくて、当初の工事の発注の設計書を参考に、見ながらやっております。

○ 9番(安里重和) あのね、この積算書を見るとこれソフトなんですよ。ソフトを利用されているんですよ。私、課長からこれ取りましたよね。これソフトなんですよ。なぜかと分かりますか、細かいところを見て。全

て記号が入っているじゃないですか。これ業者名まで入っていますよ。これはどういうことですか。

○ 総務課長（知念和史） この設計書作成に至っては、どこか業者のほうにお願いして作成した経緯はございません。村のほうで作成しております。

○ 9番（安里重和） じゃあ、次に移っていきたいと思います。

修繕工事の請負契約書を見ると、工事費の半額となっていますが、折半とされる金額は、村はなぜ請求しなかったのか。

○ 総務課長（知念和史） 請求という形ではなくて、まず、この指摘事項に当たっては互いに非があるということで、係る費用に関して折半しようということを決めまして、予算計上に当たってはその折半の、村の負担部分を修繕費として計上させていただきました。

○ 9番（安里重和） 今聞いている、村はですね、大変申し訳ありませんけれども、工事に対してどのくらいの非があったと思っていますか。業者と村との割合は。

○ 総務課長（知念和史） 指摘を受けた箇所が47か所あります。1か所1か所、瑕疵部分を業者何割、村何割というふうに定めたわけではなくて、やはり業者のほうにつきましては、施行について瑕疵がございました。

て、また村についても管理、監督の部分において瑕疵があったということで、お互いに非があるということでの折半ということになっております。

○ 9番（安里重和） この答弁は何回聞いても変わらないものだと思いますが、こういう工事のときは、この折半する金額、半額は村は請求しなければいけないんですよ。請求して村が折半する金と合算して、その手抜き工事を行った業者を除外し、新たに別の業者を指名して、入札させるべきだと思いますよ。どうでしょうか。それは。

○ 総務課長（知念和史） 議員おっしゃることも一つの策だと思いますが、今回につきましては、折半するというので、その1工区、2工区の請け負った業者と、随契を結んだところでございます。

○ 9番（安里重和） 大変申し訳ございませんけれども、随契という言葉、今回初めて出てきましたね。あなた方が、私たち議員に説明したこの手抜き工事はどういう説明でしたか。実質、はっきり言って根入り不足だけの説明だったんじゃないでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 指摘を受けた箇所につきましては47か所ありまして、47か所のうちの22か所が根入れ不足で、25か所が変形基礎であります。根入れ不足だけの説明だったんじゃないかという御指摘につきましては、そのように意図的にしていることではなく、最初の指摘からそ



の 47 か所の部分はあったということでございます。

○ 9 番（安里重和）　じゃあ、課長が変形基礎のことを言いますから、私はっきり言いましょね。

私が令和 2 年 12 月の定例会で、根入れ不足は何センチあったのかの質問に対して、63 センチから 130 センチまでとの答弁でした。それは実際は根入れ不足ではなく、円形基礎のφ50 センチを 30 センチに、方形基礎 500 角を、前面幅 50 センチ、側面幅 30 センチ、高さ 140 センチを 63 センチから 130 センチに加工したものの基礎じゃないですか。

○ 総務課長（知念和史）　お答えいたします。

根入り不足に関しましては、63 センチから 130 センチまでに変更し、施工していたということになっています。

○ 9 番（安里重和）　大変申し訳ないんですけども、これは変更を指示されたんですか。

○ 総務課長（知念和史）　根入り不足に関しては、指示等はなく、ないといえますか、場所の変更等でそのような施工になったところもございますが、やはり根入り不足に関しては業者側の施工不良のほうの瑕疵のほうが多い部分だと思います。村のほうで指示等のものは、63 から 130 でしなさいというような指示はなかったと思います。

○ 9番（安里重和）　じゃあ、指示もなくして、これは業者が勝手にやったということになっているんですね。

○ 村長（宮城功光）　お答えします。

議員お分かりかなと思っていたんですけども、実はこの変形基礎というのは何かといいますと、やはり道路沿いに立つものですから、その基礎を造ってきたものをそのまま埋めて街灯を立てると道幅が狭くなるということで地域の区長さんをはじめ、地域の皆さんからよしてくれということで、やらなくていいものを基礎をカットして、既設のブロックの基礎とかそういうところを切るわけにはいきませんから、この基礎のほうをカットして設置をした。二重の仕事をさせたということは大変行政の監督としてはまずいことでありまして、これはやはり地域の皆さんの要望を聞いて、設置したというのがあのようになってしまったというのが現実で、特に大宜味工区が多いんですけども、大宜味工区の区長の皆さん方には大変御協力していただきまして、ありがとうございましたと、感謝状まで与えているぐらいの理解を示しているわけですけども、今議員がおっしゃるように、やはりそういう設計どおりやっていないというのは、村も業者のほうも瑕疵があったということでの、半分半分での、そういう折半という形で最終的には施工したということでありまして、御理解いただき

たいと思います。

○ 9番(安里重和) じゃあ、会計検査院から指摘された文書の中に、設計図書に基づかず不適合だと、たしか書いてあったと思うんですよ。その不適合というのはどういうものでしょうか。

○ 総務課長(知念和史) まず、この根入れ不足に関しては、道路の基準のほうで街灯、140の埋設のもので設計となっておりますので、それで安全性が保たれるというところのものを、それどおり施工できていないというのは、やはり変形基礎につきましても設計書どおりの施工ができていなかった分につきましては、安全性が保たれていないということでの指摘となっております。

○ 9番(安里重和) 単純に言えば、分かりやすくいえば瑕疵ですよ。それとですね、前回私の質問で、総務課長は新しく100%で工事を発注しているわけですから、この仕事を順を追っているかの質問に対して、総務課長は通常の工事の発注とは違って修繕請負のほうで行っているので写真管理は国へ報告義務があるので、その辺を行っている。通常の新規工事と、修繕請負というところの書類が全て一致するかというところでは当たらないということもございますとの答弁でしたが、通常工事と修繕請負工事の違いを伺いたいと思います。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今回のこの予算計上につきましては、修繕費での予算計上とさせていただいております。通常、工事ですと、やはりしっかりとした契約書から完了の検査まで行っておりますが、通常修繕につきましては、見積書等の徴取を行って、発注して、今回の場合には契約を結んでおりますが、その後、修繕確認ということでの措置で、どの部分から工事での予算計上、どの部分から修繕の予算計上という明確な決まりはないのかなというふうに考えております。

○ 9番（安里重和） 今の答えは全く答弁になっていないと思います。それは違うというのであれば、なぜこの積算は通常どおりの工事の格好になっているんですか。それをしっかりと、亜熱帯割り増しも入っているじゃないですか。

○ 総務課長（知念和史） この今回のものに関しましては、お互いに折半するということでしたので、予算計上に当たり、元となる額ということでこのように積算基準書を参考に作成いたしました。

○ 9番（安里重和） 今、そうやって作成しましたと言っていますが、これは共通仮設費、現場管理費、一般管理費と必要だったんでしょうか。私は前回もそれは話しましたけれども。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しになりますが、お互いに瑕疵があるということでの折半にする場合に、元となる額に関しては通常かというと、100%での積算を行ったところでございます。

○ 9番（安里重和） この共通仮設費は、おたく何に使われるか分かっていますか。多分、何も分かっていないでしょう。現場事務所や安全管理、工事案内板等も全てその予算の中に組まれるんですよ。それありましたか、安全管理等も。

○ 総務課長（知念和史） 修繕ということでの今回発注ですので、書類等は事前かというと、最後に提出させておりませんが、そこら辺、安全管理、平成29年度のこの事業のときにはその点把握できていると思いますので、安全管理等もしっかりされて、施工されたものだと考えております。

○ 9番（安里重和） 当初の工事はやっていたかも分かりません。今、私、今回の修繕工事に対しての質問なんです。それはありましたかと聞いているんです。

○ 総務課長（知念和史） この行っているかどうかというのは、ちょっと現場のほうでの確認はできておりませんが、この積算に至っては、やはり瑕疵部分のほうを差し引いて、元となる額、部分をやってしまうと、やはり決定しているというか、村のほうで業者のほうと折半するということ

になっておりますので、元の額というのは100%での計上となっております。

○ 9番（安里重和） 本当に全く答弁になっていません。これは直接工事費45%、共通仮設費55%なんです。工事費より大きいんですよ。それで、現場事務所は安全管理がない、品質管理がない、出来形管理がない、それで通ると思うんですか。

○ 総務課長（知念和史） 諸経費につきましても、積算基準書のものから参考に作成しているものでございます。

○ 9番（安里重和） その費用を、はっきり言って55%の費用をその工事で使ったんですかと言っているんです。それを使うために積算しているんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） この設計書を元に契約というよりも、手直し工事部分を直してもらうということでの発注であり、積算としては設計書を用いてやっておりますが、業者のほうにこの設計書のほうの、まず先ほど申し上げたように、積算に至っては折半ということで、村のほうでこの100%のものの価格のものを決定しているということになります。

○ 9番（安里重和） 私たち議員は、総務課長から2回説明を聞きました。その2回とも手抜き工事とあなたははっきり報告しているんです。そ

れにですね、この数量 47 か所ですが、入れても 46 か所なんです。数量も合わないんですよ。どうですか、これ。

○ 総務課長（知念和史） 1 工区につきましては 42 か所、2 工区につきましては 5 か所での積算となっております。

○ 9 番（安里重和） 大変申し訳ございません。これ抜けているのは田嘉里なんです。1 本少ないのは。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

申し訳ございません。今、資料のほうを確認して分かったんですが、積算と実際に発注した箇所につきましては、田嘉里 8 か所で間違いございません。議員にお渡しした資料の作成の時点で、1 か所抜けているところがございますので、そこはまた後で修正したものをお渡ししたいと思います。

○ 9 番（安里重和） あんまりたくさん、本当は言いたくないんです。図面もまともがないものですから、私、完成図 1 枚だけ、担当職員からもらいました。完成図も全て発注図面どおりになっているんですよ。なぜでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

たびたび申し訳ございません。時間取らせまして。この図面に関しましては、当初でも答弁いたしましたが、この積算等に関しましては、担当課

で作成しております、図面等に関しては、当初、平成 29 年発注時の図面を参考に修繕のほうを行った経緯でございます。

○ 9 番（安里重和） 私が、これを言っているのは、当初の工事の完成図の話なんですよ。出来高図も何もないじゃないですか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

御質問の出来高図につきましては、平成 29 年度当初でも提出させておらず、写真での管理となっております。

○ 9 番（安里重和） 今、面白いこと言いましたね。なぜ工事完成図面がないんですか。

○ 建設環境課長（新城 寛） そこら辺は私のほうで、また。LED 標準設計ということで基礎がありますけれども、その個数がかなりの本数になっております。標準で図面のほうで表示しており、出来高につきましては、写真管理のほうで管理をしていたということです。御理解いただければ。

○ 9 番（安里重和） 写真管理は分かりますが、その結果表等を作成すべきなんじゃないでしょうか。

○ 建設環境課長（新城 寛） 今、書類のほうがないんですが、実際には結果表、写真プラス、写真管理でもプラマイの話もありますし、そこら



辺のものについては表のほうで提出されているかと思います。確認を後でやりたいと思いますが、お願いしたいと思います。

○ 9番（安里重和） この質問ですね、私も今回で3回目なんです。3回質問していて、実際資料を持っていないというのはどうなんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） すぐ答弁できなく大変申し訳なく思っております。

今後、こういったことがないようにしっかりと対応していきたいと思っております。

○ 9番（安里重和） 代金減額請求もやるべきだと思っているんですよ。どうお思いでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 今、議員御質問の代金減額請求というのを、私は把握しておりませんが、この業者側のほうの請求ではなくて、折半での費用負担ということでの今回の措置でありますので、よろしく願いいたします。

○ 9番（安里重和） じゃあ、代金減額請求とはですね、売買契約の履行において引き渡された目的物が種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しない場合に、買い主が売り主に対して代金の減額を請求することなんですよ。はっきり言って瑕疵です。

○ 総務課長（知念和史） この今あった瑕疵につきましては、業者側だけの瑕疵であれば、そのような措置も考えたと思いますが、今回につきましては、村のほうにも管理監督の部分で瑕疵がございますので、折半ということでの措置となっており、その折半部分の村負担分を修繕費のほうでの計上とさせていただきます。

○ 9番（安里重和） この工事で、変更契約と変更数量の変更等がありましたか。

○ 総務課長（知念和史） 修繕の請負の中では、そのものはなかったと思っております。当初のほうでは変更はございました。

○ 9番（安里重和） これ指摘されたのは、今回の修繕工事ではなくて、当初発注の工事なんですよ。変更がありましたということは、どのような内容の変更でしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 申し訳ございません。この当初の分の資料を今手持ちではなくて、変更があったのは確かではあるのですが、細かいどの部分での変更かというのは、今、手元にございません。

○ 9番（安里重和） 私、また次回も同じことを質問するかも分かりませんから、今のうちで言っておきますから調べておいてください。資材の数量、掘削土量、基礎の形がそれだけ変わっているわけですから、生コン

ですね、まず。型枠関係と、その数量を調べて、お金まで計算しておいてください。

またもう一回やると私は話しましたから、また議会だよりなどを読んだ村民から結構な反響、意見がありました。内容は、「一般財源で手直し工事をやるということは村民の税金か」「絶対納得できない」「業者が責任を持ってやるべきだ」の意見が一番多かったです。また、「地元業者だったら、地元業者に押しつけたんだらうな」とか、また「伊平屋村みたいに住民監査までやるべき」などの意見がありました。村民に対してこれだけの損害を与えて税金を使っているわけですから、沖縄振興特別推進交付金事業で会計検査院に指摘された文書を公開できますか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

この振興交付金につきましては、県の事業であり、今回予算計上させていただきましたふるさと河川の部分と低炭素の部分につきましては、ふるさと河川につきましては知事宛ての文書、また低炭素に関しましては、検査課の課長からの県への文書となっておりますので、村のほうでの、あくまでも文書の宛先としては県となっておりますので、村のほうでの公表はできないものだと考えております。

○ 9番（安里重和） 私、最初に県の方と勉強会をやりましたと言いま

したよね。これは村の税金を使っているのですしたら、村民に公開してもいいんじゃないかとはっきり話していました。この宛先ですね、今、知事と言いましたけれども、本当に知事でしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

ふるさと河川につきましては知事宛ての文書で、低炭素社会につきましては企画部長宛ての、検査院からのものにつきましては知事宛て、ふるさと河川ですね。会計検査の課長から県の企画部長宛てのものが低炭素となっております。

○ 9番（安里重和） 今、言ったとおりなんですよ、知事じゃないんですよ。宛先は沖縄県企画部長なんです。送り主は会計検査院検査第二課長なんですよ。私、スタートでも言いました、勉強会もやってきた。それでたくさんのことを今いろいろ言っていますが、やっぱり村行政のほうももっともっと勉強してやっていただきたいなと思っています。どうですか、これ公開できませんか。もう一度確認しますが。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

このふるさと河川のものとは低炭素のものにつきましては、宛先等、送り主等は変わりますが、県のほうにもお伺いして、また検討していきたいと思っております。

○ 9番（安里重和）　じゃあ、次回までには答えを出してもらいたいと思います。

防犯灯のほうに変わるんですけども、ここ最近、琉球新報のデジタル版でしたが、6月13日に出たデジタル版ですね。帰宅途中だった10代の少女に強制わいせつの疑いで男を逮捕、豊見城署とあるんですが、ちょっと内容を読みますと。豊見城署は11日、沖縄本島南部の10代少女にわいせつな行為をしたとして、強制わいせつの容疑で、那覇市上原の自称防水塗装工の男28歳を逮捕した。署によると男は容疑を認めている。逮捕容疑は、今月の3日、午後5時34分頃、帰宅途中の少女に衣服の上から胸を触るなどわいせつな行為をしたとあります。事件が起きています。その子供たち、冬場子供たちが部活を終えて帰る頃には、辺りは真っ暗になっています。事件や事故に遭遇する危険性、その危険性を知っているのが一番子供たちだと思っています。子供たちの願いをぜひかなえてやってほしいと思っています。最後にどうでしょうか、村長、教育長。

○ 村長（宮城功光）　議員指摘のとおり、子ども議会の中でも子供たちからの要望は出ております。さっきお答えしたように、補助事業等があればそれに乗っけていきたいというのと。また新たな村道の整備事業の中で、何とか、その防犯灯の設置ができるかどうか。そういうのも検討しながら

進めていきたいと思っております。

確かに子供たちの危険場所というのは、塾とかいろんな形で遅く帰る子供たちもいますけれども、その辺については、さっき教育委員会が答えていたように、やはり親のほうでもある程度はしっかりと対応していただきたいなという思いもしております。とにかくその防犯灯については、できるだけ事業ができるものを優先的にやっていきたいなというふうに思っております。

○ 教育長（米須邦雄） このことにつきましては、村長部局と十分調整を重ねて、そういうことでまた取り組みをしていきたいと考えています。